資料５

独占禁止法における手続の流れ

１　審査審判手続の流れ

○　経済がスピード化･グローバル化する中で、速やかに競争を回復し、事件処理の効率化を図るため、違反行為が認められる場合には､排除措置命令等を行い､当該命令等に不服があれば､事後的に審判で争う手続へと変更（勧告制度の廃止）。

○　排除措置命令等を行う前の意見申述・証拠提出の機会の付与、審判手続における審判手続に係る審判権限の明確化など一層の適正手続の保障。

【改正前の手続】

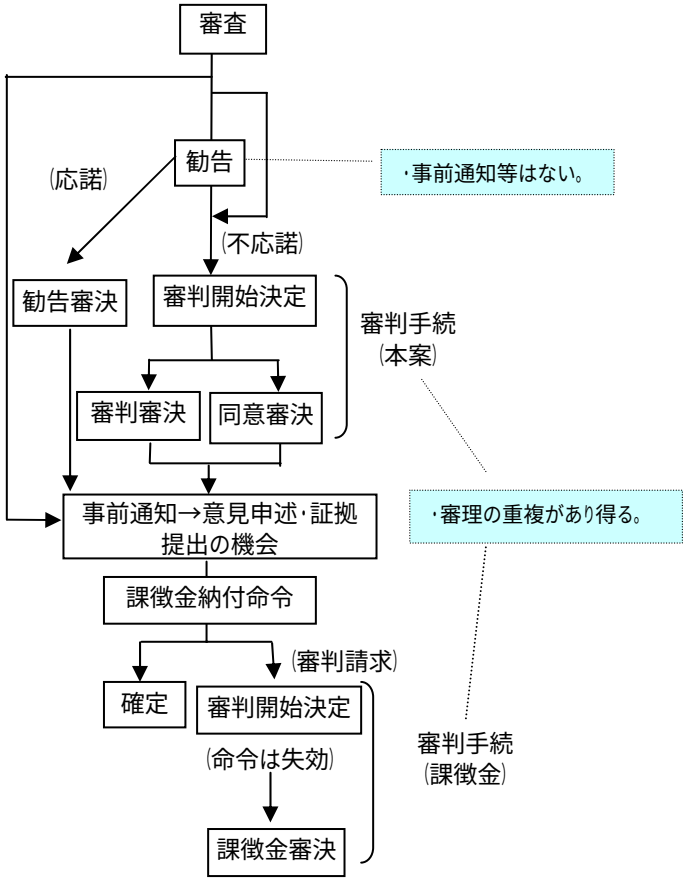

【改正後の手続】

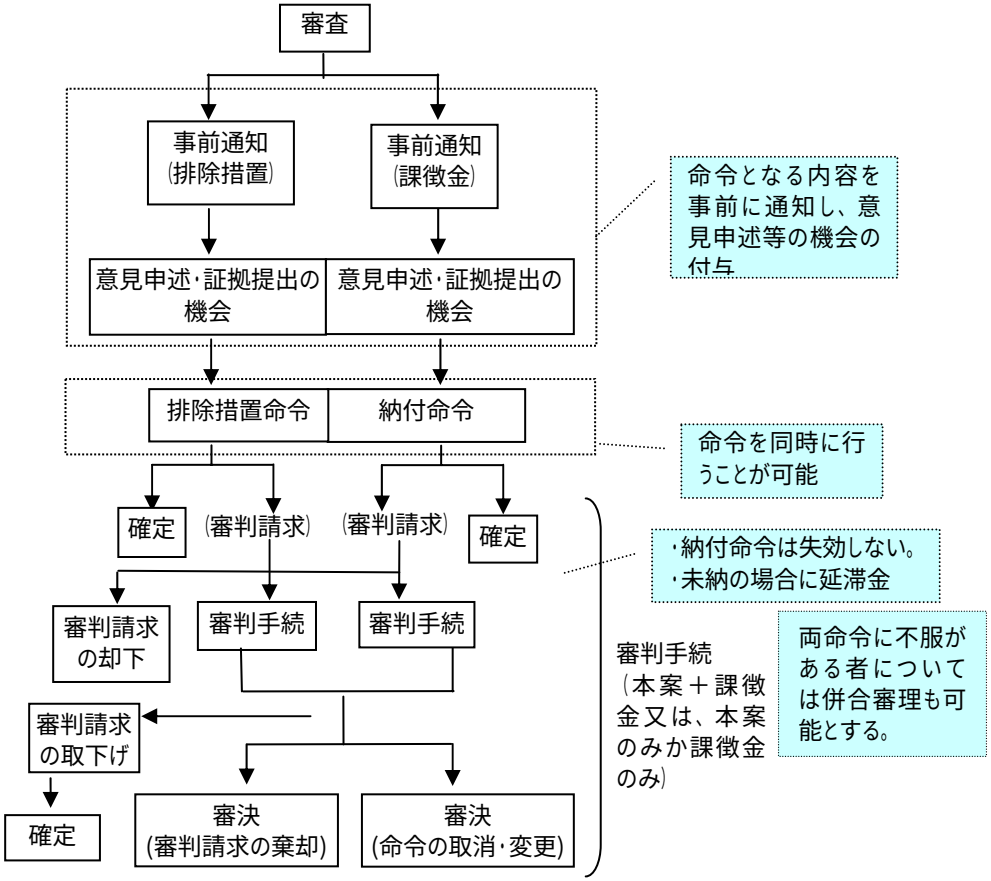

2　排除措置命令及び課徴金納付命令の事前手続

（１）意見申述・証拠提出の機会の付与

公正取引委員会は、排除措置命令や課徴金納付命令をしようとするときは、命令の名あて人となるべき者に対し、あらかじめ、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を付与しなければならない。（改正法49条3項、50条6項）

（２）事前通知、証拠の説明

公正取引委員会は、排除措置命令については予定される排除措置命令の内容、公正取引委員会の認定した事実等、課徴金納付命令については納付を命じようとする課徴金の額、課徴金の計算の基礎等を記載した文書を送達する。（審査規則24条、29条）

公正取引委員会は、申出があった事業者又は代理人に対して、予定される排除措置命令の内容、認定した事実等について説明するものとする。（審査規則25条第一文）

認定した事実等の説明においては、委員会の認定した事実を基礎付けるために必要な証拠について説明する[注]。（審査規則25条第二文）

（注）　委員会が認定した事実を基礎付けるために必要な証拠を提示して説明。

３　審判手続

審判手続の特徴

対審構造を採用
訴訟に類似した手続
公開による審理
} **「準司法手続」としての性格**

審判手続の位置付け

＜ 旧法 ＞行政処分のための事前審理手続

→慎重な判断を要する事案の特性を踏まえ、審判形式を採用（＝処分及び手続の公正の確保）

＜現行法＞行政処分に対する不服審査手続

→上記と同様の理由により、審判形式を採用
　一般に、行政処分については、不服申立てのほか、直ちに取消訴訟を提起することも可能であるが、独占禁止法上の行政処分については、事案の専門性、準司法手続の存在等に照らし、取消訴訟の対象は審決に限定（裁決主義）

４　審判官審判制度の概要

審判官

・　公正取引委員会は、審判手続を開始した後、事件ごとに審判官を指定し、審判手続の全部又は一部を行わせることができる。ただし、当該事件について審査官の職務を行つたことのある者その他当該事件の審査に関与したことのある者については、指定することができない。（改正法 35 条 7 項、56 条 1 項）
・　事務総長の職務から、「公正取引委員会が審判官をして行わせることとした事務」は除かれている。（改正法 35 条 3 項）
・　審判官の定数は、政令で定める。（改正法 35 条 8 項）

審判官の権限

・　審判長は、審判手続に係る事務を指揮する。（改正法第 56 条 2 項）
・　審判官は、審判手続に関して委員会の有する権限を行使するものとし、その職務を公正迅速に、かつ、独立して行わなければならない。（審判規則 13 条）
・　審判官は、審判手続を終結した後、遅滞なく審決案を作成し、事件記録とともに委員会に提出するとともに、審決案の謄本を審査官及び被審人又はその代理人に送達する　ものとする。（審判規則 73 条）

（注１）　委員会は、審判官が作成した審決案を調査した結果、審決案を適当と認めるときは、直ちに審決案の内容と同じ審決をすることができるが、委員会が異議（注２）もしくは陳述（注３）に理由があると認めるとき、その他必要があると認めるときは、審決案の内容と異なる審決又は審判官に審判手続の再開を命ずること等ができる。（審判規則 78 条）
（注２）　審査官及び被審人又はその代理人は、審決案の謄本の送達を受けた日から二週間以内に委員会に対して異議申立てができる。（審判規則 75 条）
（注３）　公正取引委員会は、審判官に審判手続の全部又は一部を行わせた場合、被審人等の申出があるときは、これらの者が直接公正取引委員会に対し陳述する機会を与えなければならない。（改正法 63 条）